



# みんなで かいごほけん 介護保険

No. 76



今月は、介護保険料の仮徴収と本徴収について紹介します。

## ◆ 介護保険料の仮徴収と本徴収

4月から仮徴収が始まります。

大崎町では、65歳以上の人の介護保険料は、年額（大崎町では基本額 54,000 円）を6回に分けて納めていただいています。納期は4月・6月・8月を仮徴収期間、10月・12月・2月を本徴収期間として納期を設けています。

前年度			当年度						
10月	12月	2月	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	年間 保険 料 確 定	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)
本徴収			仮徴収期間 (前年度2月に徴収した金額 同程度の額をそれぞれ徴収)				本徴収期間 (「年間保険料－仮徴収合計 額」を3回に分けて徴収)		

年間保険料が確定するのは9月です。

介護保険料は、前年中の所得が確定した後に算定いたします。

そのため、仮徴収期間においては、前年度の本徴収期間に納めていた額（前年度の2月に徴収した金額の同程度の額）を、仮の保険料として設定しています。これは、年間の保険料が確定した後に徴収することになれば、1期あたりの負担が重くなってしまうためです。

前年中の所得が確定して保険料が決まった後に、決定した年間保険料から仮徴収合計額を差し引いた額を、10月・12月・2月の3回に分けて納めていただくことになります。

### 大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）		4,815人	平成20年12月 末日現在
要介護（支援）認定者		814人	
給付実績	在宅介護サービス費	28,818,198円	平成20年11月 の給付実績
	施設介護サービス費	49,363,759円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	22,298,152円	
	介護サービス費 合計	100,480,109円	

【お問い合わせ先】 大崎町役場 保健福祉課 介護保険係 TEL 476 - 1111（内線 136）